

## 新たな基本的対処方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和3年11月30日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大の防止と、日常生活や経済社会活動の継続との両立等を図るため、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年11月19日付で、新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。同対処方針においては、これまでの行動制限を一部緩和するとともに、感染拡大防止のための「新たな日常」に向けた取組を推進し、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが求められています。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

勤務体制等：可能な限りテレワークや時差出勤を活用

各種会議・出張等はWEB会議の積極的活用等により真に必要なものに限定する

以上